

午前9時30分 開議

○議長（木村 浩三） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより平成21年第1回木津川市議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

○議長（木村 浩三） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。本日は、4人の14問で行います。

それでは、1番目、呉羽真弓さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） 呉羽真弓です。4問、質問いたします。

まず、「水道事業にかかわって聞く」としてお聞きいたします。

水道事業は、木津川市にとって、今後の料金統一問題などもあることから、重要な課題の一つであります。

昨年3月本会議における水道管理者設置をめぐる予算案審議の過程の中で、市長は「UR都市再生機構との話し合いで、しっかりと負担金を取っていきたい」との答弁をされています。言うまでもなく、水道事業特別会計は、地方公営企業法の適用を受ける企業会計としての位置づけであり、同法3条「経営の原則」には、地方公共企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとされています。

条例で定めのある使用料・負担金・分担金などについては、きっちりと徴収し、収益を上げていくべきとの思いより、2点についてお聞きいたします。

1点目、水道事業分担金の問題が監査請求されております。水道事業分担金徴収条例に基づいて、納入しなければならないとされている分担金について、今回指摘されているもの以外について、20年度も含む以前の未徴収金はあるのか、そしてないのか、調査しているのか、いないのか、お聞きしたいと思います。

また、2点目、水道事業給水条例に基づき水道料金が規定されております。木津川市内にあります大手スーパーで、10年前ぐらいの開業でしたか、そのスーパーは自己水、すなわち井戸水を利用されているところがあります。その関連で確認いたします。

今後の開発に際して、事業者が公共水道を利用しないとの選択をすることになつては収益が望めないことにつながるわけです。計画水量を設定しても、それを使用されないことになつては、空水問題は拡大するばかりとなります。

そこで、今後の開発に当たり、公共水道を活用するよう条例などで規制していく必要があると考えますが、その考えはありますか。近隣や京都府内において、条例などを設置して規制している事例はありますか。

以上、お尋ねします。

○議長（木村 浩三） 市長。

（市長 河井 規子君登壇）

○市長（河井 規子） 呉羽議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問でございます。

今回、監査請求されている内容で、本件以外で該当する事例はございません。

2点目のご質問でございますが、「開発事業者が井戸水を利用しているため、水道の収益が上がらないのでは」とのご質問でございますが、水道法第15条で「給水契約の申し込みを受けたときは、水道事業者は拒んではならない」となっております。

また、同法第32条から34条で専用水道の規定があり、「事業者管理のもと、知事に申請し確認を得る」ということになっております。公営水道を選ぶか、また専用水道で実施するかは、開発協議の中で開発者が判断するものであります。

「今後規制をかけては」というご質問ですが、公営水道の事業者という立場から言いますと、さきに述べた水道法第15条の趣旨から言えば、強制的に公営水道の活用を規制できないというふうに思っております。

また、3点目のご質問でございますが、現在、調査をした範囲の中では、水道事業者側より規制をしたものはございません。

以上でございます。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） 市長に答えていただきました。非常に簡潔に明快に答えていただいたんですけれども、すごくその反面、非常に心もとないというか、内容が通り一遍というような気がいたしました。その上で、再質問をしていきたいと思っております。

今回、監査請求されている内容以外で該当する事例はないということですので、これは調査をされた上での、確認された上での事例はほかにないということなのか、そこを再度、市長並びに部長でしょうか、お聞きしたいと思います。

この個別事例については、監査請求の中で対応されていくものですので、その是非についてはここで議論はいたしません。

しかしながら、やはり分担金という性質上、やはり市民全体に公平に運用さ

れるべきというふうな思いがあります。

市民の方からいただいた厳しいご意見、ここで紹介させていただきたいと思っております。「給付金額のごまかしで本設の給水がされているようであれば、市民にとって多くの損失となります。開発にはいろいろと連携して負担金が発生してきますが、これは受益者に対し当然の義務と判断します。多くの開発事業者はこのようなことをクリアして、目的物の完成に向け多くの費用を出費しています。一部の者だけが得をしては絶対だめです。公正・公平でなければならないと思っております」というご指摘をいただいておりますので、個別の監査請求の、さきの監査については陳述等もこれからありますので、その議論はそちらに譲るといたしまして、この分担金徴収条例は、そもそも地方自治法の「分担金を徴収することができる」という第224条の条文に沿って、それに基づき分担金徴収条例が設置され、そしてその分担金徴収条例の中には「過料」という、第6条に「納めないときには、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料をいただく」というようなことにもなっておりますので、今後、この対応については注目していかなければならないというふうに指摘しておきます。

その上で、第2問目にかかわってですが、水道法の規定はそのとおりだと思いますし、水道事業者は拒んではならないというふうになっておることは承知したいというふうに思いますが、だからこそ水道事業者に申告になり、水道事業者でその条例をつくるのではなく、水道事業者ではないところ、つまり例えば長岡京市の例で言いますと、環境政策推進課環境保全係というところがその任を担っているわけですが、ここは地盤沈下の問題が起きて、昭和51年に条例を制定されたそうです。長岡京市水道採取の適正化に関する条例を設けられております。井戸を掘る際には、新規井戸の許可が必要ですよということで、申請をされ、許可を担当課がしていると。水道ではないところの担当課がきちんと許可なり不許可なり等をしていて、ここ10年は申請そのものがあるけれども、井戸を掘ることについての許可はおろしていないというか、おりていないというようなことを担当にお電話で確認しております。

また、京田辺市でも、京田辺市地下水保全要綱というものを設けておられますし、やはり今後、開発が木津川市にはまだあるわけですから、一定、水道の事業者じゃない、水道事業者は井戸を掘る立場ですので、管を入れる立場ですので、そうではない木津川市の全体の問題として、例えば環境を担っている部署であるとかがかかわっていく問題ではないかなというふうに思っておりますので、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

水量の問題ですけれども、今言いました井戸水を使っている大手スーパーの水量はわかりませんが、例えばイオンでしたら、20年度1月までの10カ月間で10万トン強、また山城病院では6万トン強というふうに聞いておりますので、大手スーパーがどれぐらい使われているかわかりませんが、その間ぐらいの水量を使われているというふうに思われますので、やはり今後は新

たな開発に伴って井戸を掘るといふようなことを、きちんと行政がかかわって許可なり不許可といふことをしていただきたいといふふうに思ふので、その考え方について、確認、思いを再度お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（木村 浩三） 市長。

（市長 河井 規子君登壇）

○市長（河井 規子） 呉羽議員の再質問にお答えをいたします。

事例がないことを確認をしたのかといふことではございますが、担当課の者に確認をいたしました。

それと、長岡京市の事例を出していただきました。水道の側ではなく、環境面の方で規制をかけるといふことで、地盤沈下、そういったものに対応していくといふことではございます。

日量1,500立方メートルといふことで、小さなところではなく大きな開発に向けては規制をされているといふことも伺っております。そういった面でも、今後、木津川市としてどういふ体制がいいのかといふことも研究をしてまいりたいといふふうに考えております。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） 気持ちとしては確認させていただきましたが、研究にとどまることなく実行を進めていただきたいといふふうに思ひます。

京都南保健所にも確認しております。南保健所で井戸の届け出とかされる際には、「公共水道がある場合にはそちらを使つてください」といふお願いをされているといふふうに聞きました。しかし、あくまでもお願いどまりでありますのでといふことではしたので、やはりそれは木津川市としての対策といふのが必要だろうと、水の安全性といふようなことも含めて、大切だろうといふふうに思ひますので、検討にとどまることなく、実行を伴っていただきたいといふふうに思ひます。

市長のみ答えていただいておりますけれども、環境課なり、担当部長なんかは、そこら辺、最終の議会かと思ひますが、ちょっと気持ち的に確認して終わりたいと思ひますので、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（木村 浩三） 上下水道部長。

（上下水道部長 石井 進君登壇）

○上下水道部長（石井 進） 上下水道部長でございます。

ただいまの再々質問に対してご答弁させていただきます。

まず、水道事業管理者サイドにおいては規制がなかなかかけられないといふことの中で、先ほど市長が答弁したように、環境サイドでそういう地下水の関係を含めて研究をするといふことで市長が述べられておりますので、そのことについて、水道事業者の方についてもそれを協力をさせていただきたいといふことではございます。

以上です。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） それでは、2問目に入りたいと思います。

2問目、清掃センター建設に向け、今後の提案として質問いたします。

プロジェクトチームの協議、決定並びに政策会議等を経て、2月13日に清掃センター建設計画が公表されました。木津川市全域から第1次、第2次選定を経て絞られた候補地5カ所、炉の方式、財政的側面など、建設計画に向けて大枠の検討が今提出されたという段階だと思えます。

私自身、木津町時代、町民の一人として関心を余り持ってこなかったこと、また議員であったときには、その当時の状況について調査・議論を十分してこなかったことを反省し、一昨年12月議会より継続して提案並びに意見などを一般質問等で重ねてきたと思っております。

「必要な施設」との認識はだれもが一致しているのですが、多方面での協議や法的な問題などなど、今後乗り越えていかねばならない問題は多く、市民として、また議員としても今後も責任を持ちかかわっていかねばと痛感しております。そこで、お聞きしたいと思えます。4点。

1点目、審議会等の設置条例が提案されておりますが、どのような会をイメージとして考えられていますか。

2点目、パブリックコメントなども予定されているようですが、時期的にはいつごろを考えられていますか。

3点目、ホームページの活用、広報の活用などを通じ、市民全体の問題として考えられるよう積極的な情報提供の考えをお持ちですか。

4点目、奈良市の協議も、3月末にはそろそろ候補地の方向性が見えてくるころかと奈良市の会議録から見えてきます。隣接して同時期の計画は、そうあることではありません。互いの情報交換に努めよとは幾度も指摘しておりますし、奈良市への会議へも担当が傍聴されているようで、その積極的な姿勢は評価しております。環境に優しく、そして将来に負担を残さない施設建設に向け、行政間で互いに英知を出し合い交換することは必要なこととあります。そこで、行政間のみならず、有志議員で奈良市の検討委員会に話し合いの申し入れをすることについて、担当としてはどのように思われますか。

以上、お聞かせください。

○議長（木村 浩三） 市長。

（市長 河井 規子君登壇）

○市長（河井 規子） 呉羽議員のご質問にお答えをいたします。

清掃センター建設計画につきましては、候補地の選定を含め、客観的な視点から策定したものでございます。

用地選定につきましては、市民の視点から、さまざまな角度から検討する過

程を経ることが大切であるというふうに考えております。

このため、審議会の委員構成といたしましては、その半数を公募委員とし、自由に意見を交換し、議論を尽くしていただき、結論を導き出していただきたいと考えております。

清掃センターの建設用地の選定につきましては、審議会において活発な議論を展開し、検討してまいりたいと考えております。

その他の事項につきましては、担当部長からご答弁申し上げます。

○議長（木村 浩三） 生活環境部長。

（生活環境部長 杉田 洋一君登壇）

○生活環境部長（杉田 洋一） 生活環境部長です。

呉羽議員の質問にお答えしていきたいというふうに思います。

まず、パブリックコメントにつきましては、本市のパブリックコメント手続条例に基づき、実施するものでございます。

清掃センターの建設用地の選定につきましては、清掃センター建設審議会を設置し、諮問する予定をしておりますが、審議会においておおむね考えがまとまった中間段階で実施したいというふうに考えております。

次に、次の質問に答弁させていただきます。

清掃センター建設計画につきましては、担当するまち美化推進課におきまして、市民の方がお問い合わせに来られた際に見ていただけるよう、既に閲覧図書として備えつけてあります。

また、幾つかの新聞におきまして取り上げていただきましたが、本市としましてもホームページ及び広報への掲載などにより、広く市民に周知し、ご理解をいただくための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

広報につきましては、4月号または5月号に掲載する準備をしております。

また、清掃センター建設は、単に清掃センターを建設するというだけでなく、ごみの減量化や分別など、市民の皆様の日常生活と切り離せない課題も多くございます。

清掃センターの建設に関する諸準備に合わせ、本市のごみ処理の現状を正しくご理解していただくとともに、ごみにかかわる諸課題につきましては、市民の皆様に関心を持っていただき、市民と行政がともに清掃センター建設について取り組めるよう、広報活動を進めていきたいと考えています。

最後に、奈良市の検討状況につきましては、去る2月12日に第23回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会が開催されています。

現在、委員会では、九つの候補地まで絞り込まれた段階で、この九つの候補地の土地所有者を対象に、土地の売却意向について昨年10月から12月にかけて公募されたところですが、九つの候補地選定からさらに絞り込むまでには幾分時間を要する様子です。

また、清掃センター建設について、環境に優しく、将来的に負担を残さない

施設建設に向けて、英知を出し合うべきであるとのお考えについては、大変重要な視点であると思いますが、委員会において絞り込み作業がある程度進んだ段階で、関係する近隣自治体への説明も必要であるとの意見が出されております。

有志議員の方による奈良市の委員会への話し合いの申し入れの件につきまして、本件にかかわらず、余り例はないと思いますが、奈良市及び委員会の意向もあることと思いますので、答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） まず最初に、審議会として検討するという、活発な議論を展開するということですが、やはり審議会のイメージというところでは、やはり今までのような審議会、諮問して、審議をしていただいて、それを答申する、そういう形の審議会に終わってはいけないというふうにまず指摘したいと思います。

答申して、その中間にパブコメを入れるというふうに言われましたけれども、そのパブコメにしても、「市全域からの意見を聞きましたよ」的な、言い逃れの旧式の進め方、これは全く成功しないというふうに思いますので、十分にそこらあたり、進捗に従って、また私がかかわりの提案なり、私もわかるところでしていきたいと思いますが、まずもって最初に審議会ありきみたいな形で、旧態のあり方では成功しないということをお伝えしたいなというふうに思います。

じゃあどうすればいいかというところは、やっぱり私はずっと奈良市のホームページをチェックしていました。23回も開催されている検討委員会の本気状況がすごくよくわかるんです。第1回で委員全員に要綱で説明し、何を役割として皆さんに持ってもらうかを明確にした上で進められて、主体的にその方たちが住民と話し合っ、その結果を行政に報告する、そういうスタイルの委員会をされております。そこは学ぶべきだというふうに思います。行政対住民という構図がそこにはないわけです。あくまでも行政は事務局に徹している、その姿勢がまずもって必要だというふうに思います。

ですので、審議会のメンバーは、本気でこの問題を解決したいと、そういう思いを持ち続ける、そういう思いになるような形でまずは第1回目を進めるために、十分選ばれた学識経験者等の意見も含めて運営していかれたらいいなというふうには思うわけです。

木津町時代、環境共生型まちづくり委員会、公募委員は入っておられましたけれども、行政が半分以上占めている中で、やはりそういう構図ではよくないというふうに思いますので、行政の姿勢、また審議会との主体的なかかわりということ、その姿勢が必要だというふうにイメージとして思いますので、そ

こをお伝えしたいと思います。

パブコメのことを言いましたけれども、やはりどうしてもパブコメした、自分のところは反対だというようなことの見解が往々にして出てくると思いますので、それではせっかくのパブコメの意味はないというふうに思いますので、パブコメをするにしても、その審議会のあり方、審議会の公開の仕方、審議会等での意見の出し方等がやはり伝わっていったのパブコメにならないと、パブコメの意味がないというふうに思いますので、両方兼ね備えつつ進めなければならないというふうに思います。

広報の仕方にしても、ホームページ等もやっぱり十分活用していただきたい、審議会の日程も事前に十分公開し、傍聴者も制限しない状態で傍聴を許し、また会議もできるだけ皆さんが行きやすい時間に設定しというようなことで、市民全体の問題になるような工夫ということは積極的にとっていただきたいというふうに思います。

また、そうは言っても、今までの情報提供の仕方を見ますと、非常に意思決定過程のプロジェクトチームの議事録等を公開されて、議会やら、特別委員会やら、そして西部塵埃議会に提供されている、その姿勢は、私は非常に今までにない取り組みで評価しているわけです。

まさしく、その意思決定過程を透明化していくことが、どこか密室で決まったというようなことにはならない措置だと思いますので、その仕組みは今後も審議会等の中でも十分活用していただきたい。当然、非公開の部分はあると思いますし、資料は提示できない部分もあると思いますけれども、そうじゃない部分については、十分なる情報公開があってしかるべきだというふうに思いますので、今の時代、ホームページ、広報なりでいろいろ活用しつつ、興味ある人も含めて、十分見えるということが大事だというふうに思いますので、その姿勢があるというふうにこの答弁では見えましたが、より一層の努力を望みます。

そして、答弁を控えたいとおっしゃったので、行政の立場ではそうでしょうけれども、私はぜひこれは検討材料として奈良市の検討委員会に申し入れたいなというふうに思うことがあります。

それは、昨年7月、総務省が提案された「定住圏自立構想」、この案のことです。奈良市側からその案の検討については何も無いということで担当に聞いていますので、この仕組みというのは、中心地と周辺市町村が生活実態や将来像を勘案して協定を結ぶことで自ら圏域を決定できるというものです。

今年度、先行実地団体24という実地団体で、病院とかインフラとか、いろんなまちづくりの観点で協定を結んでいる事例もこれからあるということで、興味のある取り組みだなというふうに思うわけです。

県境があって清掃センターが建っている事例というのは、枚方市、そして京田辺市で背中合わせに建っている。また、大津、宇治田原ですか、あそこでは

白紙になったというような事例がありまして、やはり県境で建つけられども、似たようなものが建ったり、それが白紙になったり、これはまさしく住民から見たら「何とむだな」というふうに見えて仕方ないというふうにするわけですので、こういう協定に当たるかどうかは別として、あらゆる角度からの検討、あらゆる方面からの協議をした上で、最善の方法を選択すべきだという思いから、私はこの「定住圏自立構想」を持って奈良市の検討委員会に一度話をしてみたいというふうに思いますので、それについては行政が答弁を差し控えさせていただきますので、もし議員の皆様、「一緒に行きませんか」ということで私が募らせていただきますので、そのときには時間を見つけて行きましょう。それはさせていただきますと思います。

もう時間がないですけれども、再々質問でしようと思ったことで、実は建設計画の資料1の6ページに概算事業費として98億円何がしかが載っております。2の資料には、それをさらに上回る維持管理費とかも含めて、リサイクル施設も含めての費用として358億円という試算もあるわけです。

しかし、当面は、このリサイクル施設等は費用負担が財政的にゆとりがないから、当面はこの清掃センター建設だけで、当面の維持管理費を含まず98億円ですよという、この資料をもとに建設計画が提示されているわけですが、そういう意味からしたら、やはり今まさに、先ほど言いましたように、非効率な部分というのを整理するという意味でも、いつの議会でしたから、私が質問した中で、例えば木津川市は今までの取り組みを尊重してリサイクルにシフトするような仕組みでの施設建設を考えると、そういうことも含めて、協定の中でどういう議論ができるかわかりませんが、今、この建設計画をもとにそこまで奈良市との協議ということをしたき台としてできたら、私はそれがだめでも、納得してこの建設計画にのっとっていけるだろうなという思いがあるので、平城遷都での連携等もあるわけですから、このような問題も含めて、県境を越えて、協定を組む、組まないは別として、まずは将来に悔いの残さない結論を出していきたいというふうな思いですので、その思いをお伝えしたいと思います。

ちょっと質問はどれだったかもちょっとわからないような再質問になりましたけれども、広報の仕方であるとか、イメージであるとか、そこら辺のことについて、行政としての考え方をもう一度お聞かせいただけたらと思います。

○議長（木村 浩三） 市長。

（市長 河井 規子君登壇）

○市長（河井 規子） 呉羽議員の再質問にお答えをいたします。

審議会のイメージということで、委員の皆様が主体となって本気で解決したいという思いを持ってもらえるような、そういった行政からも働きかけをしながら進めていくべきであるというふうにご提案をいただきました。

当然、行政が主体で決めていく、進めていけるものではないというふうには思

っております。住民の皆様がやはり信頼していただける施設を建てていくためにも、やはり委員の皆様が納得して最終的な結論を出していただけるということが最大の目的であるというふうに思っておりますので、できるだけ皆さんに公開をし、そして信頼をしていただけるような、そういった方法の審議会に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

パブリックコメントにつきましても、今ご提案がありましたように、審議会での審議の内容、またそういったものへの理解、そういったものがあってこそ、パブリックコメントでの意見が出していただけるということでございますので、そういう点についても、十分に審議会の進める内容の中で慎重に進めてまいりたい、またそういうご意見もぜひ参考にさせていただきたいというふうに考えております。

また、建設計画のお話をいただきました。リサイクル施設などを併設いたしますと、非常に多額な費用が発生するという事の中で、最大限やはり建設に力を入れていこうということで、この懸案問題を解決していこうということで、今進めさせていただいております。

その点につきましては、今後、いろんな構想を持ってすべきであるということで、奈良ともぜひ連携をとっていつてはどうかということでございます。私どもは西部塵埃処理組合との話の中でずっと進めさせていただいておりますので、そういった関係のもとで、今後もこの清掃センターの建設に向けては全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

奈良市の審議会等々につきましては、十分に参考にさせていただき、また会議も毎回傍聴させていただいておりますので、そういった意見交換は十分にさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） そうですね。前回の木津町のときのまちづくり推進委員会の公募の仕方で基準、旧木津町のセンターの取り組みの26ページにありますけれども、「選考に当たっては次の基準より実施した」というふうにあります。だからこういう基準の仕方で選んだことがどうだったのかなというようなことの反省も含めて、今後の審議会のあり方が前向きの市民全体にかかわる議論に発展していくように、また主体的になっていくようにというのを期待します。

先ほど精華町の件も言われました。やっぱり、これは木津川市民だけの問題ではないので、やっぱり当然精華町民も含めた全体の問題でありますし、西部塵埃、精華町という形での議論なり調整は進んでいますが、精華町民へのなかなか周知というか、ご理解というかはなかなかできていない。木津川市民にもまだできていない部分はあるんですけども、そういう意味では、やっぱ

り一番いいのはホームページでのアップということがいろんな意味での会議録等の早急なアップというのも、どこから検索できるという意味ではいいと思いますので、それをお願いして、この質問は終わりたいと思いますので、私は有志議員というか、議員1人でも奈良市委員会に言っていきたいというふうにごここで表明しておきます。

また、何か奈良市が受け入れてくれましたら、また報告等はさせていただきますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、続けて3問目に参ります。

3問目は、「条例の位置づけのない退職手当は支給できるのか」としてお聞きしたいと思います。

地方自治法第204条には、ちょっと省略しますが、「地方公共団体は、長及び常勤の職員に対し、給料、手当及び旅費を支給しなければならない」と規定されております。

そして、2項では、「条例で、前項の職員に対し」、いろんな手当が上げられていますけれども、最後に「退職手当を支給することができる」とされております。

そして、続く3項では、「給料、手当、旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」とされています。

すなわち、この構図は、1項で「ねばらない」と規定され、2項で支給できる手当の種類を列挙して、3項で「条例で定めなければならない」としている構図があるわけです。

そこで、木津川市の退職手当にかかわる、この関係についてお聞きしたいと思えます。4点。

1点目、「木津川市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」、また「木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例」、また「木津川市職員の給与に関する条例」、この三つの条例に退職手当の記載はありますか。

2点目、「木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」はいかがですか。

3点目、自治法に「条例で定めなければならない」、すなわち「ねばならない」との規定があるということは、定めがなければ支給できないと理解しますが、その解釈でよろしいでしょうか。

4点目、根拠を欠く違法なもの、もしくは著しく不当なものについて、どのように取り扱われますか。過去の支出は違法ではありませんか。市民から住民監査請求などをされたら、市はたえられると思えますか。

以上、お聞きします。

○議長（木村 浩三） 市長公室長。

（市長公室長 田中 達男君登壇）

○市長公室長（田中 達男） 市長公室長でございます。

呉羽議員の3問目の退職手当についてのご質問にお答えをいたします。

まず、「木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」「木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例」及び「木津川市職員の給与に関する条例」において「退職手当」の記載があるかのご質問でございますが、それぞれの条例には「退職手当」の規定はございません。

次に、「木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」につきましては、「退職手当」の規定はございません。

3点目の地方自治法第204条の規定につきましては、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法につきまして、条例で定めるということになっておりますのは、議員ご指摘のとおりでございます。

それから、4点目の木津川市の職員の退職手当の支給に関する事務につきまして、地方自治法第284条第1項の規定に基づく「京都府市町村職員退職手当組合」を設置することによりまして、組合市町村の常勤の職員に対します退職手当の支給に関する事務の共同処理を行っておりますので、市が支給の事務を直接行っているものではございません。

したがって、これらの支給に関しましては、この京都府市町村職員退職手当組合におきまして「京都府市町村職員の退職手当に関する条例」、この条例に基づきまして支給がされているところであります。適正に処理が行われているものと考えております。

以上でございます。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） 4問目についてはお答えがいただけておりません。お答えください。

それを指摘した上で、今言っていただきましたように、三つの条例には退職手当の規定はありません。そして、木津川市の企業、つまり水道については規定が設けてあります。

その規定の内容というのが、第2条で「木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」、第2条で「給与の種類」が上げてあります。そこに手当の種類はとたくさん上げた中で、最後に「退職手当とする」と明言してあります。そして、第16条に「退職手当」という項目がありまして、「退職手当は京都府市町村職員の退職手当に関する条例に定めるところによる」と、きちんと木津川市の例規集にも載っている条例に根拠を示し、京都府の市町村職員の退職手当に関する条例にその根拠を定めるんですよという、このリンクというか、続柄がきちんとされているわけです。

しかしながら、先ほど言いました三つの、答弁もありました三つの条例につ

いてはその項目が全くないわけです。事務を京都府市町村組合にさせていただいて、適正に処理されている問題と、木津川市に条例があるかないかというのは大きな違いです。条例がないものを支給しているということです。それについて早急に改めるとか、そういう姿勢が見えないのが非常に残念でした。

この12月広報に毎年公表されている。ここには、特別職の報酬等の状況ということで、退職手当、市長、副市長、水道事業管理者、教育長と、これだけですよというふうに出ていますが、じゃあこの根拠をどこに探すんですか、木津川市の条例の中で。例規集の中でどこにあるんですか。どこにもないわけですか。それは、「ねばならない」というところに反するのではないのでしょうか。その考えをお聞かせください。確認等は総務省等にされたんですか。お聞かせください。

それと、204条の2、自治法給与等の支給制限というところがあります。「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには、これを第203条第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない」、京都府にあるからと言って、木津川市に条例がない以上、これに、支給制限に係るわけじゃないのでしょうか。その認識を改めて再度確認させていただきたいのと、先ほどの答弁漏れ、よろしく願います。

○議長（木村 浩三） 市長公室長。

（市長公室長 田中 達男君登壇）

○市長公室長（田中 達男） 公室長でございます。

呉羽議員の1問目の回答の漏れということの4点目の方で申し上げましたが、少し言葉足らずということでございます。

監査請求されたら市はたえられるのかと、このご趣旨だと思います。この内容につきましては、木津川市といたしましては適正な処理を行っておりますので、問題はないというふうに判断をしております。

また、住民監査請求につきましては、市が相手ではなく、京都府市町村職員退職手当組合が相手になるというふうに考えております。

それから、地方公営企業法の関係の根拠、市が条例がないのにそういった解釈でいいのかということにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、一部事務組合という組織を立ち上げまして、この一部事務組合の組織を立ち上げるときには、合併前、あるいは合併後につきましては、専決処分の承認をいただいておりますが、それぞれ議会の議決を得て手続をしております。

したがって、本件のご質問のこの退職手当組合につきましても、地方自治法の第284条、この規定により、設立されました一部事務組合でございます。したがって、この議会の手続を経ているということで、当組合に加入をしているものでございます。

退職手当のこの支給は、いわゆるその他すべての権限が組合に移管をされているため、退職手当の支給の根拠となる条例は木津川市の条例ではなく、組合

の条例となるものでございます。こういった解釈を我々はしております。

また、3月9日には議員のご質問がございましたので、我々の解釈が間違いないかどうか、念のために京都府の方にも確認をして、お見込みのとおりという返事をいただいております。

以上でございます。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） 手続的には問題がないと、監査請求するなら組合の方ですよということ saying いただきました。今、最後に京都府に確認しましたと。その上の総務省には確認されたんですかね。確認されていないというふうに理解するわけですが、でしたら木津川市の企業職員にはなぜ設けているんですか、条例を。木津川市の企業職員の給与を条例には根拠をきちんと位置づけて、そこに飛ぶようになっているわけですよ。やっぱり、こういう形ですべきだというふうに私は思います。

木津川市の条例を一部事務組合がつくっているからと言って、一部事務組合ですべてを賄うわけでは、根拠がどこにあるかというところがまずあって、そこに一部事務組合でこういう形でしていますよと。

例えば、向日市はホームページの例規集の中に、この「京都府市町村職員の退職手当に関する条例」がその他の項目で載っています。木津川市はどこにもそんなのは載っていません。市民が見ることすらできません。やっぱり、それは問題だというふうに思います。

私は、あくまでも京都府の見解はちょっと納得いかないもので、総務省に、そこまでは確認、私もできてはおりませんが、こういう形で違うんじゃないかなというふうに思います。

なぜ私がこれを気づいたかと言うと、1月の大津判決の20日の分がありまして、やはり行政の手当などがどうなっているのかなというチェックをする過程で条例を見ているときに、「退職手当がないわ」というふうに気づいたので、そこから全国どうなっているのかなと、調べられるところとか、自治体の市の条例等を見たら、きちんと退職手当が載っているところがありましたので、そういう中からしたら、京都府内にはないところが多いんですけども、京都府内のやり方の方が私は逆に言ったら間違っているんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですので、それは京都府に確認というよりも、根拠として市民にどう説明ができるかというところで考えていただいたら、自治法に載っているように、203条並びに203条の2項に照らしては、木津川市の条例がありますよということを明記するべきだと思います。

私が調べた中で、岐阜県山県市を調べたんですけども、第8条に「退職手当の額及び支給方法については、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例

に定めるところによる」と、これも職員の給与の中にきちんと明言されているというような仕組みになっていますので、当然だというふうに私は思ったので、至急変えるのかなというふうに、質問通告した時点で「変えるのかな」と期待していたんですけども、そうじゃなかったというところで、認識としては私の方が間違っているのか、担当が間違っているのかは、ちょっとここでは解明できませんが、私は条例等を読む中で、この扱いは違うんではないかというふうに指摘したいというふうに思いますので、京都府にオーケーをいただいても、市民に説明ができるようにするためには、ちゃんと退職手当という明言を位置づけるべきだというふうに指摘したいと思いますので、その考えについて、やりとりが平行線かもしれないですが、それをお伝えしたいと思いますので、総務省にお互いに確認したいなというふうに思いますので、確認しましょう。

○議長（木村 浩三） 市長公室長。

（市長公室長 田中 達男君登壇）

○市長公室長（田中 達男） 呉羽議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、木津川市の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第16条に退職手当の記載、条文がございます。これは、公営企業法の第38条の第4項の適用または準用されるものでありまして、地方自治法の第203条並びに第204条とは関係なく、その給与の種類及び基準が条例で定めることとされているため、いわゆる準則どおりという形の中での違いが生じたものというふうに考えております。

また、総務省に確認をしてはどうかということにつきましては、我々の解釈につきまして京都府の方に確認をした上でのご答弁ということでございますので、総務省まで確認する今の考えはございません。

また、この構成の市町村につきましては、いわゆる条例を制定するときに、基本的にその準則などを参考にしながら明記をするということで、そういった表記をしているものがございますが、手続等につきましては、すべて一部事務組合の条例に基づきされるものでございますので、そういった中で処理をしているということをご理解いただきたいと思います。

また、議員ご指摘の市民についてわかりにくいのではないかということにつきましては、年に1回の職員の給与の公開なども広報で行っておりますので、そういった中で、この退職手当についても考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） 次に行きます。

4問目、「障がい児とともに学ぶ・生きる」として聞きます。時間の関係上、

割愛する部分があります。

継続して意見交換を進めてきた問題が、いろいろ結論が出たと思われまます。この取り組みは、木津川市にとって今回のかじ取りは私は評価するわけですが、乗り越えられない課題もたくさんこれからあるであろうということも想定できますので、その思いで学校現場等での不安もあることだろうと思われまますので、お聞きしたいと思いまます。

1 は割愛しまます。

2. 学校として設備面での配慮などはどうするのにか。

3. 医療行為を伴う児童でありまます。その介助などはどうしていくのにか。

また、3番目、授業カリキュラムなども含めて、学校全体として協議・調整を進める必要があると思いまます、予定はありまますか。

4番目、特別支援教育は一人一人を大切にする教育でありまます。学校長を先頭に学校づくりへと位置づけ、学校全体の目標の一つとして取り組まれてはいかがですか。

以上、急になくしまましたけれども、よろしく答弁をお願いしまます。

○議長（木村 浩三） 教育長。

（教育長 久保 三左男君登壇）

○教育長（久保 三左男） 教育長です。

呉羽議員のご質問にお答えいたしまます。

学校として受け入れる場合の対応はどうかということから始めさせていただきます。

京都府の方に、地元の州見台小学校に肢体不自由児学級の新設を申請いたしまして、2月27日に許可をいただきました。そのことを受けまして、地元の州見台小学校に受け入れるということで、準備を進めてきておりまます。

設置が認可されましたことにより、府より1名の教員が担任として配置されまます。この担任が、1対1で中心となって授業や日常行動が展開されまます。もちろん、他の特別支援学級等との合同授業、通常の1年生の学級への参加等が予想されまます。

学校全体でのかかわり、学年でのかかわり等、組織的な対応等も必要と考えておりまます。また、施設面での配慮等が必要になってくる場合等もあり、教育委員会としても、可能な限り支援等をしていきたいと考えておりまます。

医療行為を伴う児童でありまますので、その介助はどのようにしていくのかというご質問ですけれども、本児は医療行為を伴う児童でもあり、安全面の配慮が必要不可欠でありまます。学校では、職員の医療行為等が禁止されている現状等もあり、保護者の方との話し合いを十分に行い、保護者の方のご協力を得ながら医療的ケア、介護等を進めていくことで対応していきたいと考えておりまます。

授業等につきましては、年間カリキュラムや授業内容等について、学校が責任を持って作成すべきものであり、現在も既にどのような教科をどのような内

容でどのように実施していくのか等考えて、進めていただいております。

しかし、何分にも十分な経験や資料等も不十分であり、南山城の特別支援学校の専門的な知識を活用しながら、また保護者の意向や思いを十分に取り入れながら進めていく必要があると考えています。

今後、定期的に保護者と学校、教育委員会等と話し合いの場を設定し、種々の課題解消に向け話し合いをしていく必要があると考えております。

特別支援教育を全校で取り組むということですが、このことにつきましては、どの学校にとっても取り組んでいかなければならない学校教育の大きな柱であり、すべての学校で取り組んでいるところであります。

今後とも、一層進展していくよう努力してまいります。

以上です。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） 不安もいっぱいの中で受け入れる学校現場というのが想定されるわけです。

そういう意味では、医療的ケアの側面というのは、保護者なり、周りの方に配置させていただくとしても、やっぱり医療的な状況とかの説明会をやっぱり教職員全体にされるべきかなと、それを受けられるべきかなというふうに思います。

それは、何も個別な課題として取り組むわけではなくて、例えば医療行為はできないけれども、職員がその様子を把握し、そのほかの児童や保護者に対する説明をするときにあたって、やっぱりそれは必要なことだというふうに思いますので、病院の先生であるとか、専門のドクターというような方に状況説明をしていただいて、緊急時の対応などのことも含めて連携をとっていくことが望ましいのではないかなというふうに思いますので、これは個別の1対1の中ではなくて、全体の課題として取り組まれたらどうかなというふうに思いますので、その個々の児童というわけではなく、医療行為はないけれども、いつ何時、子どもはけがをする可能性があるわけですので、そういう意味では、全体の課題として取り組むということで説明会等を実施されてはどうですかというふうに思います。

また、昨年12月議会、全会一致で請願採択されました。その項目の2が、「教育上特に配慮が必要な子どもたちや障害のある子どもたちすべてが充実した教育を受けられるように」ということで、木津川市の独自の措置を講じてくださいという、それを全会一致で議会が支持したということで、その上でできるだけのことはしていきますというような答弁もありましたが、費用をそんなにかけるということを、1人に対して介護士を望むというようなことは、これからのこととして必要になってくる可能性もあるかと思いますが、現状では難しいというふうには私も認識していますが、このあたりの教育状況の整備とい

うことでは、議会の意思ということを尊重していただきたいなというふうには要望としておきます。

今後、いろんな場所で教育委員会等の話し合いの場所を設定しということだと思いますし、特別支援教育はどの学校にとっても取り組んでいかなければならないということで、これを一つのきっかけとして、重度障害児を抱えている学校が木津川市にあるということで、また違う特別支援教育のあり方につながるのかなというふうに期待もしたいなというふうに思いますので、ちょっとそのことについて答弁をお願いします。

○議長（木村 浩三） 教育長。

（教育長 久保 三左男君登壇）

○教育長（久保 三左男） 呉羽議員の再質問にお答えをいたします。

全介助を要する児童を地元の義務教育の小学校に受け入れるということにつきましては、3度の話し合いを保護者と持ち、それぞれの立場から、この子のためにどの場で教育を受けるのが一番いいかという観点で話し合いを進めてきました。

我々としましては、12月議会でも申し上げましたとおり、子どもの障害の、いわゆる訓練を専門的にやれる人材がいるところ、それから介護士さんの常設、おられるところは、この近くでは南山城の特別支援学校なので、この学校で教育を受けられるのが一番望ましいですよということをお話をし、保護者の方からは、そういうことについては一定わかるけれども、子どもの将来を考えたら、いわゆる地元の子どもたちと一緒に学ばせたいんだと。そのために、親としてできることはするということで、親としてできることはするというのが、いわゆる全介助を必要とする全介助については、親が責任を持って行いますということだったので、そういう親御さんのご理解・ご協力も得られて、今回の州見台小学校への就学となったわけです。

全介助の子どもが入学してくることということにつきましては、学校の教職員、それから全校の児童、全校の児童の保護者を含めて、一定、このことについての理解をしてもらわなければなりませんので、そのことについては、既にもう教職員についての説明はしていますし、今後、このことについての全校児童や保護者への周知についても学校の方で進めていくということで考えております。

なお、ちょうどよい機会ですので、今後、こういうケースもたくさん出てくるんじゃないかと思うんですけれども、文部科学省がどういう見解を持っているかということについて、一定、お話をさせていただきます。

「我が国におきましては、障害のあるものと障害のないものが交流や共同学習を進めつつ、一人一人のニーズに合った教育の実現をさらにまた充実を図っていくことが必要と考えています。現在の施設整備、教員配置、保護者の意識や意向及び高い専門性と経験を持った特殊教育諸学校の存在等を勘案すれば、

現時点ではすべての子どもを小・中学校に就学させるという、そういう環境にはまだ至っていないという認識も一方にはある。文部科学省としては、交流及び共同学習をさらに進めるとともに、保護者や専門家の意見をよく聞きつつ、一人一人の教育ニーズに合った特別支援教育が行われるよう進めていく。これが基本的な考え方でございます」という、そういう答弁を文部科学大臣がしておりますので、このことを踏まえて、木津川市としても、現時点では、全介助の児童の場合は特別支援学校が望ましいということでお話をしてきたわけなんですけれども、結果としては、今回のようなケースに至ったわけです。

以上です。

○議長（木村 浩三） 呉羽さん。

（呉羽 真弓君登壇）

○7番（呉羽 真弓） それが出るかなと思っていました。

その上で、やっぱり子どもの権利条約というところが、国際的にも、第23条で障害児の権利というところにかかわってくる問題かなというふうに思いますので、日本国内の学校教育法なり教育基本法なりにも。

すみません、ありがとうございました。

○議長（木村 浩三） 教育長。

（教育長 久保 三左男君登壇）

○教育長（久保 三左男） 呉羽議員の再々質問にお答えいたします。

今、私が申し上げました文部科学大臣の談話は、いわゆる先ほどお話のありました、障害者基本条例を受けて、そのことの後で話をされたものですので、十分そのことを踏まえての方向ということです。

以上です。

○議長（木村 浩三） ただいま10時31分、10時50分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（木村 浩三） ただいま10時50分、休憩前に引き続き再開をいたします。

2番目、島野均さん。

（島野 均君登壇）

○16番（島野 均） 16番議員、公明党島野均です。

通告に従い、質問させていただきます。

第1問目、「地球温暖化防止に太陽光発電を」と題しまして質問させていただきます。

今現在、日本経済は全治3年と言われる中、新しい日本の再生の柱に農業と環境があります。この両方の分野で緑の社会への構造改革、グリーン産業改革を展開するときであります。環境産業活性化のためにも、石油を中心とした化